

支所長指示第14号
令和2年5月18日

札幌拘置支所長 大川和彦

死刑確定者の戸外運動について

標記については、平成19年11月1日付け達示第50号「死刑確定者処遇規程」第21条に基づき実施しているところ、同確定者の心情の安定を図る観点から、下記のとおり、屋外における自然環境の中での運動を実施することとしたので遺漏なきを期すこと。

記

1 実施期間

当支所経理事業就業者が戸外運動を実施する期間と同期間とする。

2 実施回数等

同期間内において、月1回実施することとし、天候及び立会職員の配置等を考慮の上、所管する統括矯正処遇官において、実施日を選定することとする。

3 実施場所



4 実施要領

- (1) 一般被収容者の運動終了後に実施することとする。
- (2) 立会職員は、2名とする。
- (3) 運動時間は、連行時間を除き30分以内とする。ただし、必要と認められる場合は、1時間以内に伸長して差し支えない。
- (4) 居室出入時の衣体検査は綿密かつ確実に実施し、凶器や逃走用具になる物品の持ち出しや、不正物品の持ち込み等に注意すること。
- (5) 不必要な会話は絶対にしないこと。
- (6) 立会職員は、多機能無線機（PHS）を携行の上、不審な動静が認められた場合、もしくは、異状が発生した場合は、速やかに処遇部門本部へ報告すること。

5 その他

今年度の戸外運動に関しては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下等において、随時変更があり得ることが想定されるので、その際は別途指示する。